# 障害者計画(一部改定) (平成27~32年度) 第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画(平成30~32年度) (案)について

## 1 区民意見反映制度による意見の募集について

- 1 意見の受付状況
- (1) 意見募集期間

平成29年12月11日(月)から平成30年1月19日(金)

- (2) 周知方法
- ① ねりま区報(12月11日号)
- ② 区ホームページへの掲載
- ③ 区民事務所(練馬を除く)、図書館、総合福祉事務所(練馬を除く)、保健相談所、障害者地域生活支援センター、 区民情報ひろば、障害者施策推進課での閲覧
- 2 意見件数 41件(7名、8団体)

2 素案から案への主な変更・追加等について			(※)備考欄の凡例 「◎」 : 区民意見等を踏ま	<b>ミえ変更したもの</b>	
頁	変更箇所		変更・追加等の内容	備考 (※)	
第1章 障害者を取り巻く主な状況と課題					
12	3 (2)	「障害者施策の課題」の「福祉園の整備 る必要がある」を追記	#」について、「医療的ケアが必要な重症心身障害者の通所先を確保す	©	
第3章	第3章 計画期間に進める施策				
21	施策 2	「暮らしを支える介護・援助の充実」の主な取組(3)「日中活動を支えるサービスの確保」の生活介護事業 所(福祉園)について、「重度知的障害者および医療的ケアが必要な重症心身障害者が通所する」を追記			
35	施策 9	「保健・医療体制の充実」の主な取組(1)「精神障害者支援の充実」について、「これまで身体障害者、知 的障害者、難病患者等を対象としていた心身障害者福祉手当を精神障害者へ拡大します」を追記			
第5章 第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画					
44	2 (2)	「第五期障害福祉計画」の「精神障害に	こも対応した地域包括ケアシステムの構築」について、「保健」を追記	©	
48	3 (2)	「第一期障害児福祉計画」の「医療的ケア児支援のための協議の場」について、「家族等の関係者」を追記			
資料編					
60~63	3 (2)	「障害者計画・第四期障害福祉計画の追 を追記	<b>進捗状況」の「第四期障害福祉計画」について、平成29年10月の実績値</b>		

- 3 計画(案)について 参考1のとおり
- 4 今後のスケジュール 3月末 計画策定 4月上旬 計画書発送

# 障害者計画(一部改定)(平成27~32年度) 第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画(平成30~32年度)(案)の概要①

1 厚生労働省 基本指針(H29.3.31告示)

「基本指針」は、障害者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る目標を設定するとともに、第五期障害福祉計画および第一期障害福祉計画の作成等にあたり、即すべき事項を定めている。**次期計画期間は平成30年度~32年度** 〈主な内容〉

- 〇 地域共生社会の実現に向けた取組
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 〇 就労定着に向けた支援
- 〇 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標の設定 等

2 障害者の状況・意向等の把握

#### 〇 障害者の状況

- ・障害者数 ・相談実績 ・民間グループホーム整備状況
- ・福祉施設等からの就職者数 等
- 〇 障害者等の意向の把握
- ・障害者の住まい方に関する調査
- · 障害者地域自立支援協議会
- ・障害者団体ヒアリング
- ・障害児通所施設等利用者アンケートの実施
- ・区民意見反映制度に基づく意見の募集等

3 練馬区第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画

#### 第五期障害福祉計画 平成30年度~32年度(3年間)

〇 計画の位置づけ

障害者総合支援法第88条第1項に基づく法定計画 障害のある方が自立した日常生活を営むことができるよう、必要な障害福祉 サービス等を身近な地域において計画的に提供するための実施計画

## 第五期障害福祉計画の概要

- ○福祉施設入所者の地域生活への移行 地域生活移行者数、施設入所者数
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 協議の場を設置
- 〇 地域生活支援拠点の整備

都有地を活用した多機能整備型の拠点を整備

- 福祉施設から一般就労への移行等
  - 障害者が継続して働き続けられるよう、就労定着支援事業の実施。
- 障害福祉サービスの供給見込み量の設定

特別支援学校の卒業生や入所施設の退所者など、地域での生活を希望する重度障害者の日中活動の場となる福祉園を高野台運動用地を活用して誘致

## 第一期障害児福祉計画 平成30年度~32年度(3年間)

〇 計画の位置づけ

児童福祉法第33条の20第1項に基づく法定計画 障害児に関するサービス等を身近な地域において計画的に提供するため の実施計画。平成28年6月公布の児童福祉法改正により策定が義務化 ※障害福祉計画と一体で策定

#### 第一期障害児福祉計画の概要

- 〇 児童発達支援センター等の整備
- ・こども発達支援センターの相談体制の充実
- •保育所等訪問支援を設置
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を新たに1か所 設置
- 医療的ケア児支援のための協議の場
- ・平成30年度末までに協議の場を設置
- 保育園・学童クラブ等の見込み人数
- 障害児向けサービス(障害児通所支援等)の供給見込み量の設定

# 障害者計画(一部改定)(平成27~32年度) 第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画(平成30~32年度)(案)の概要②

#### 4 練馬区障害者計画

## 〇 計画の位置づけ

障害者基本法第11条第3項に基づく法定計画 区の障害者に関する総合的な施策を定める基本計画。第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画、アクションプラン策定等に合わせて一部改定

#### 〇 計画期間

平成27年度~32年度(6年間)

※障害者計画の終期を障害福祉計画・障害児福祉計画に合わせるとともに、長期的な視点を保つため計画期間を5年から6年に変更

#### 第1章【障害者を取り巻く主な状況と課題】

#### 〇 障害者の状況・意向

- ・障害者手帳所持者数(18歳以下も記載)
- ・障害者の住まい方に関する調査の結果を 追加

#### 〇障害者施策の課題

・第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉 計画、アクションプラン策定等に合わせて 次の項目を課題に追加

「地域生活を支援するための拠点の整備」 「福祉園の整備」

「こども発達支援センターの相談体制の充実」 「医療的ケアが必要な子どもに対応した児童 発達支援事業所の開設」

## 第2章【基本理念】

障害のある方の一人ひとりの人権を尊重し、どんなに障害が重くとも、地域のなかで自分らしい自立した生活ができる共生社会をめざします。

## 第3章【計画期間に進める施策】

#### 〇 重点施策(戦略計画)

- ・障害者の生活状況に応じたケアマネジメント体制 を強化
- ・重症心身障害児(者)の家族支援事業を新設
- ・地域で暮らし続けられる住まいの確保
- ・障害者の就労を推進

#### 〇 分野別施策

#### 施策1 ケアマネジメント体制の強化

- ・障害者地域生活支援センターの相談支援機能 の強化
- 民間「計画相談支援」事業所の拡充
- ・訪問支援(アウトリーチ)事業の拡充 等

#### 施策2 暮らしを支える介護・援助の充実

- ・練馬区重症心身障害児(者)等レスパイト事業 の実施
- ・地域生活支援拠点の整備
- ・高野台運動場用地における福祉園の誘致 等

#### 施策3住まいの場の拡充

- ・重度障害者グループホームの整備
- ・中軽度グループホームの整備 等

#### 施策4 障害児支援の充実

- ・こども発達支援センターの相談体制の充実
- ・医療的ケアが必要な子どもの児童発達支援事業 所の開設
- ・医療的ケアを必要とする児童の受け入れ体制 の充実 等

## 施策5 障害者の就労を推進

- ・福祉施設等からの一般就労の促進
- 就労定着支援事業の実施
- ・共同受注窓口の継続 等

#### 施策6 社会参加の促進

ねりまユニバーサルフェスによる交流・相互理解の推進等

#### 施策7 権利擁護の推進

・障害を理由とする差別の解消の推進 等

#### 施策8 安全・安心な暮らしの支援

・防災対策・防犯対策の推進 等

#### 施策9 保健・医療体制の充実

・心身障害者福祉手当を精神障害者へ拡大 等

#### 第4章【主な実施事業(目標)】

・重点事業(アクションプラン) ・分野別施策

## 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について

## 1 基本的理念(国)

- 〇 精神病院における長期入院精神障害者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的(インクルーシブ)な社会の実現に向けた取組の推進が必要である。
- これを踏まえ、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める。

## 2 第五期障害福祉計画 成果目標

#### 基本指針(国)

住民に最も身近な基礎的自治体である市町村が中心となり、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるように、平成32年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましい。



#### 練馬区第五期障害福祉計画の目標

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい生活をすることができるよう、障害福祉、保健、医療、介護、地域の助け合い等が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を構築します。

○ 平成32年度末までに福祉・保健・医療等の関係者による協議の場 を設置します。

## 3 精神障害者への支援に関する自立支援協議会からの主な意見

- 精神障害者への支援は、個別性が高い。一人ひとりに寄り添い、丁寧に支援すること、個別ケースへの支援を積み重ね支援の事例を蓄積することが必要。 そこから抽出された課題について施策に結びつける体制ができるとよい。
- 精神障害者への支援を検討する協議の場には、当事者、家族、病院関係者が参加すべきである。障害者に関する協議会や部会においては、全てに精神障害者が参加して意見を届けることが重要。

## 4 障害者団体ヒアリングでの主な意見

- 〇 精神障害者の地域生活を支援するための協議の場には、必ず当事者を委員として加えてほしい。当事者の声を聞かないと実態が掴めない。
- 協議の場を設置する際、年に1~2回の回数では形式的なものになってしまう。実務担当者が年に数回、具体的な事例について検討できる場が重要ではないか。この場に家族が参加することで、各機関の役割や利用方法、家族の役割を学ぶことができ、専門職は家族の悩みを共有する場になるのではないか。

## 5 協議の場の設置について

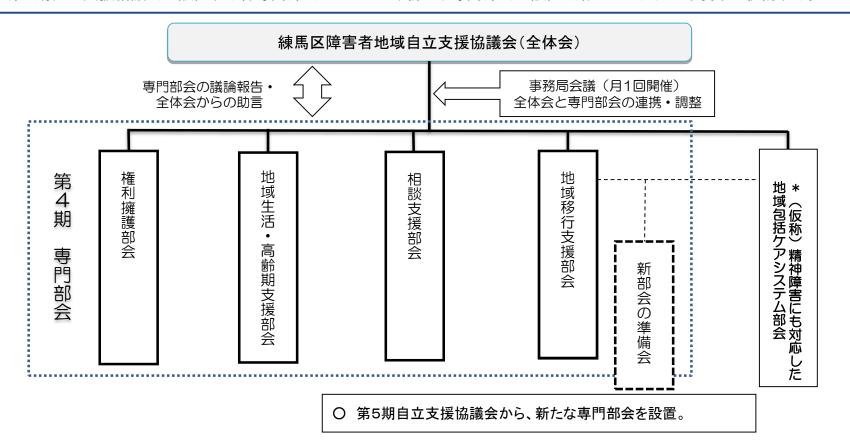
〇 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて協議する場として、平成31年度からの第5期練馬区障害者地域自立支援協議会に新たな専門部会を設置する。

## 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについての協議の場について

#### (案)

関係者連絡会等と新たな部会との連携を図る。

- 平成31年度からの第5期練馬区障害者地域自立支援協議会に、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて協議する場として新たな専門部会 \* を設置する。
- 〇 新たな部会は、自立支援協議会での協議に基づいて、地域移行支援部会メンバーを中心とする準備会を設けて、委員構成、協議の内容、進め方等について検討し、平成31年度から設置する。 また、 現在、保健相談所において、①豊玉、②北・光が丘合同、③石神井・大泉合同、④関の4か所で実施している精神保健福祉
- 第5期自立支援協議会に設置する各専門部会については、新たな専門部会の設置も踏まえて平成30年度中に検討する。



#### 医療的ケア児支援のための協議の場の設置について

#### 1 国の動向

- 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障害児(重症心身障害児のうち 医療的ケアが必要な障害児を含む)が増加している。
- 〇 医療的ケア児がそれぞれの地域で適切な支援を受けられるよう、平成28年の児童福祉法改正において、「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉、その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連携調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるように努めなければならない」と規定。

# 2 第一期障害児福祉計画 成果目標

#### 基本指針(国)

医療的ケア児(※)支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置

→ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、各都道府県、各圏域
及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための
協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県
の関与の下、関係市町村の協議により、圏域で設置することもできるものとする。

(※)人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある 障害児



練馬区第一期障害児福祉計画の目標

医療的ケア児支援のための協議の場

○ 平成30年度末までに、保健、医療、 福祉、保育、教育、家族等の関係者が連 携を図るための協議の場を設置

# 3 医療的ケア児への支援に関する自立支援協議会からの主な意見

- 医療的ケアが必要な児童への支援を充実させるため、当事者・家族、医療、 障害、教育等の関係機関が一堂に会し、切れ目のない支援体制や実効性のある施策を検討する必要がある。また、協議の場では、様々な課題に関する具体 的な対応策についても議論する必要がある。
- 障害児支援においては、特に家族支援も重要であるため、相談支援の充実、 レスパイトケアの支援等の充実を図る必要がある。

# 4 障害者団体ヒアリングでの主な意見

- 本人と家族への支援を充実させるため、医療的ケア児の受入が極端に少ない状況を改善してほしい。
- 医療的ケア児が相談できる窓口やコーディネイト機能の充実を望む。
- 協議会の場には、当事者の家族を委員に入れて、意見を十分に聞いてほ しい。また、保育、療育、福祉に精通し、医療的ケア児を理解している現場の 人も委員とし、関係者一同が会する協議の場となることを希望する。

## 5 協議の場の設置について

- 障害児発達支援連携会議(既存の会議体)の活用を検討する。 平成30年度中に準備を進め、平成30年度末までに設置する。
- 医療的ケア児のニーズの把握・課題の抽出・支援体制の構築等に係る協議、関係機関のネットワーク化を図ることを目的とする。
- 協議の状況は、自立支援協議会に報告する。